

沖縄雇用継続助成金【提出書類一覧 兼 チェックリスト】

R3.7.26

◆1～8の書類をそろえて、提出してください。

No.	提出書類一覧	申請者 チェック	受付窓口 チェック
1	沖縄県雇用継続助成金支給申請書(様式第1号) ①記入漏れがないかを確認する ②押印漏れがないかを確認する。 ※申請者印1つ、(右上の余白に)捨て印1つ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書 ①記入漏れがないかを確認する ②押印漏れがないかを確認する。 ※(右上の余白に)捨て印1つ ③雇用調整助成金等の支給内容が正しく記入されているかを確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	(国からの)雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し ①本助成金の申請者と同一の支給決定者となっているかを確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	(国へ提出した)雇用調整助成金等の支給申請書の写し ①本助成金の請求額算定書と記載内容が一致しているかを確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	(国へ提出した)雇用調整助成金等の助成額算定書の写し ①本助成金の請求額算定書と記載内容が一致しているかを確認する。 ※小規模事業主の様式を使用した場合は提出不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	(初回申請時のみ)債権者登録申請書 ①記入漏れがないかを確認する ②押印漏れがないかを確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②2回目以降の申請である場合、提出不要。右欄にチェックを入れる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	(初回申請時のみ)口座の通帳の表紙及び表紙うら裏面の写し ①口座番号と名義人氏名(フリガナ含む)の箇所を確認する。 ※ゆうちょ銀行の表紙うら面は、全体の写しが必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②2回目以降の申請である場合、提出不要。右欄にチェックを入れる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	提出書類一覧兼チェックリスト 本書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◆提出前に必ずご確認ください。

No.	確認事項	申請者 チェック
1	全ての書類の写しをとり保管してください。	<input type="checkbox"/>
2	郵送提出の場合、郵送事故を防ぐため、配達記録や簡易記録など、配達記録が残る方法でご送付ください。	<input type="checkbox"/>

◆下記については、【令和3年5月以降休業分】において、国から原則的な措置^{*1}の助成率で雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合にご記入ください。

1	原則的な措置 ^{*1} で国から支給決定された後、地域特例 ^{*2} や業況特例 ^{*3} の要件に該当し、雇用調整助成金等の助成率が10/10となった場合、沖縄県雇用継続助成金の助成対象外となります。そのため、以下の項目について、ご確認ください。	申請者 チェック
	①今回、申請する休業の期間(国の判定基礎期間と同じ) ・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	②上記①の期間について、沖縄労働局に地域特例に該当しないことを確認しました。 (県知事による営業時間の短縮等の要請等を受け、休業等を行っていません。)	<input type="checkbox"/>
	③上記①の期間について沖縄労働局に業況特例に該当しないことを確認しました。 (最近3ヶ月の月平均売り上げが前年または前々年より30%以上減少していません。)	<input type="checkbox"/>

※1 令和3年5月以降の雇用調整助成金等の助成率について(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

・原則的な措置: 中小企業 4/5(9/10)、大企業 2/3(3/4)

・地域特例、業況特例: 中小企業・大企業 4/5(10/10)

※2 地域特例とは、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象区域において県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主

※3 業況特例とは、生産指標(売上等)が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少している事業主